

第1回 加西市子ども・子育て会議

日 時 平成25年9月30日(月)

18時00分～20時00分

場 所 加西市 多目的ホール

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 委員の紹介
- 4 会長、副会長の選出
- 5 諮問
- 6 議題
 - (1) 子ども・子育て支援新制度について
 - (2) 加西市の現状について
 - (3) 「加西市子ども・子育て支援事業計画」の作成に向けたニーズ調査について
- 7 その他
 - (1) 会議のスケジュール
- 8 閉会

委員名簿

区分	氏名	所属及び役職等
1 子どもの保護者	井上智美	加西市保育所連合保護者会長
	後藤雅智	加西市立幼稚園 PTA 連絡協議会長
	寺尾かおり	私立幼稚園保護者代表
	北村信雄	加西市連合 PTA 会長
2 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	永井秀世	加西市保育連盟副会長
	宮崎幸子	西播地区私立幼稚園連合会代表
	太田垣潤子	加西市小学校長会代表
	竹内良二	県中央こども家庭センター所長
	長谷川祥子	子育て支援ボランティアグループ「ゆうゆう」
3 子ども・子育て支援に関し学識経験者	田中亨胤	近大姫路大学副学長
	石野秀明	兵庫教育大学大学院准教授
	岩本芳博	統括学童指導員
4 その他市長が必要と認める者	小路重徳	市代表区長
	岡章雄	加西市商工会議所 常議員
	森本信行	民生委員・児童委員

加西市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、加西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども・子育て支援施策に関し、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織等)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議題（１） 子ども・子育て支援新制度について

1. 制度の背景

子育て環境をめぐる課題

- ・ 急速な少子化の進行
- ・ 地域や家庭での子育て力の低下
- ・ 親の働く状況の違いによる幼児期の教育や保育の提供体制の違い



平成 24 年 8 月「子ども・子育て支援法」等の関連 3 法※が成立
3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まる。

※ 子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備法に関する法律

国の推進体制を内閣府に置いて、
幼児期の学校教育・保育、地域の
子ども子育て支援に共通の仕組み
をもたせます。

2. 制度の概要

3つのポイント

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度を改善、普及を図る

保育の量的拡大・確保

保育所認可制度の改善、小規模保育、家庭的保育等への給付

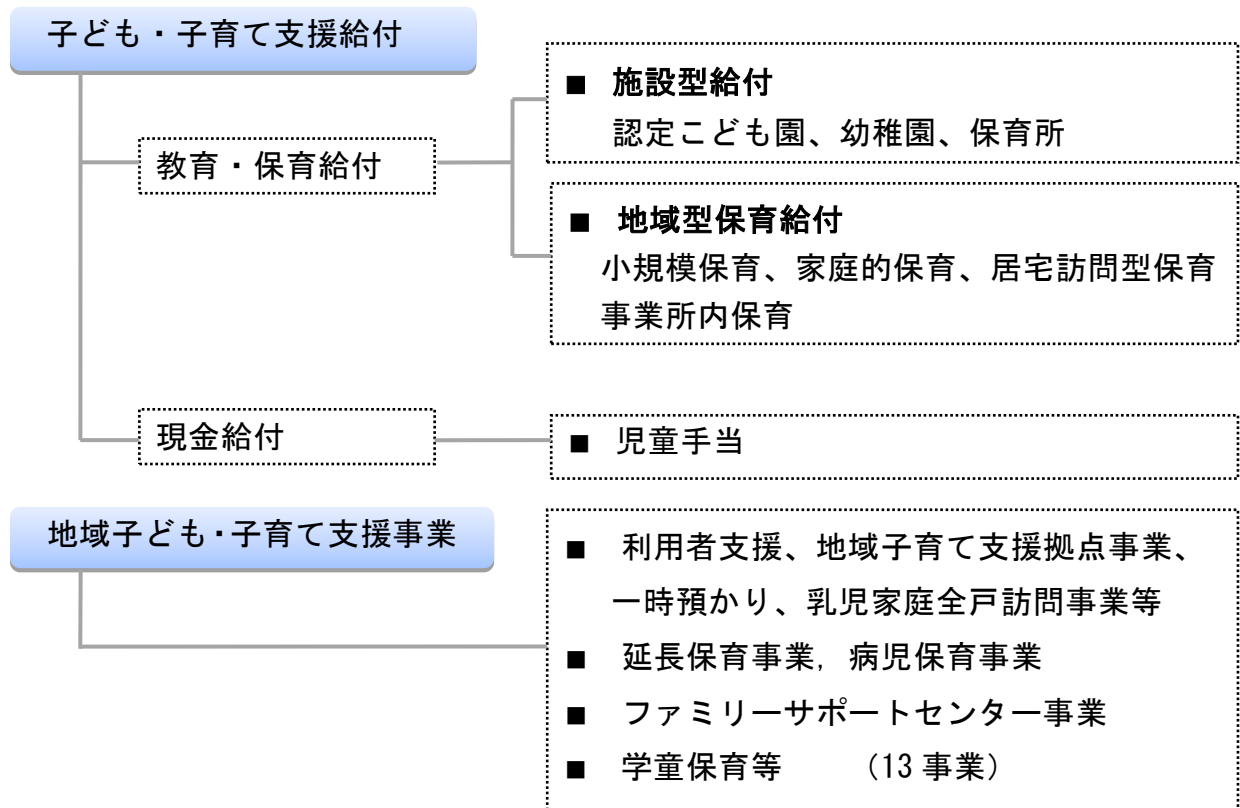
地域の子ども・子育て支援の充実

親子交流の拠点、学童保育、一時預かり等の子育て事業の促進

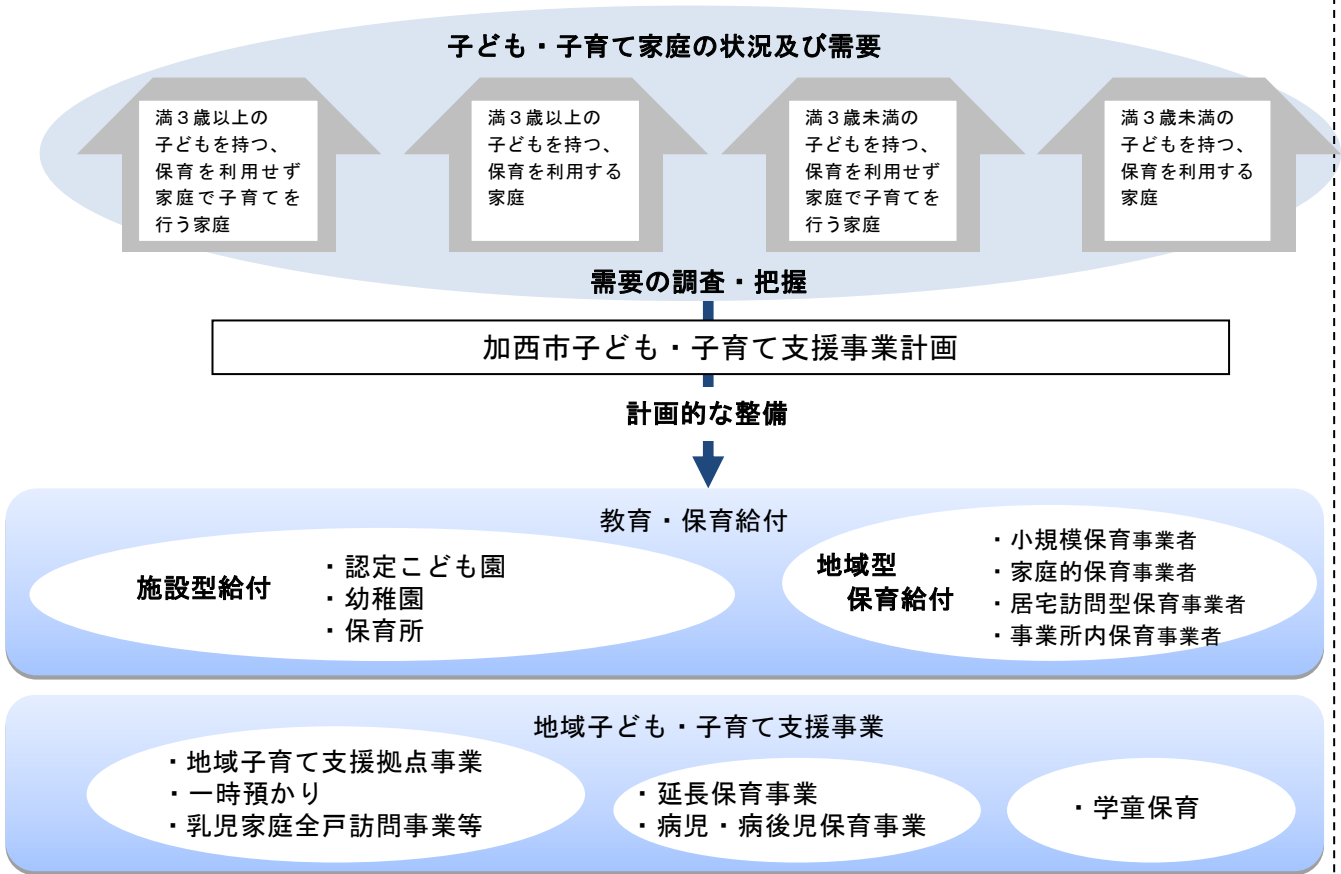
消費税率引上げによる財源 7000 億円を措置し、社会全体で費用負担
平成 27 年度を目途に本格スタート

国による子ども・子育て会議の設置、市町村にも地方版子ども・子育て会議の設置を要請

3. 給付と事業の体系



4. 子ども・子育て支援事業計画



5. 現行の教育・保育の提供体制

■ 保育所・幼稚園

区分	保育所	幼稚園
概要	保護者の就労等により子どもの保育ができない場合に、子どもを預かり保育する	義務教育及びその他の教育を培う幼児教育を行う
施設類型	児童福祉法に基づく児童福祉施設	学校教育法に基づく学校
該当年齢	0～5歳	市立：5歳児（幼稚園では4～5歳） 私立：3～5歳
利用形態	加西市に希望入所先を申込み、市が保育に欠ける要件を確認後、入所決定する	希望する施設に直接申込む
保護者負担	保護者の所得に応じた費用徴収	市立：6,300円 私立：施設で決定
財政措置	公立：一般財源 私立：保育所運営費負担金	公立：一般財源 私立：私学助成
認可主体	兵庫県	兵庫県

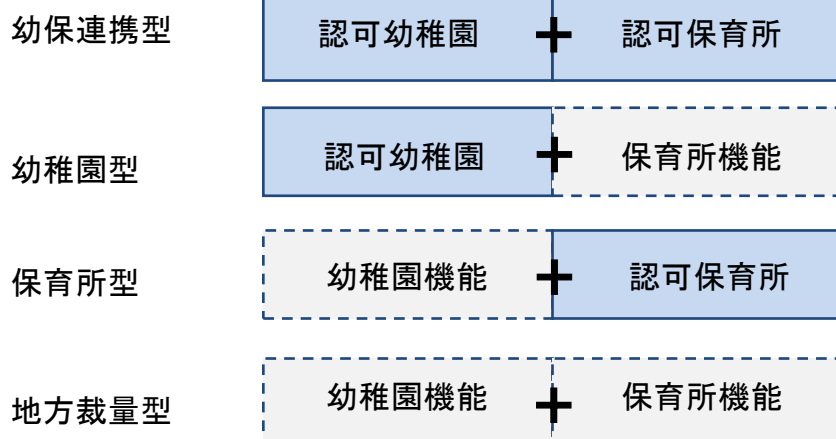
■ 認定こども園

保護者の就労の有無で利用する施設の限定、少子化による子ども集団の小規模化、育児不安の大きい保護者への支援の不足等の課題を踏まえ、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たす新たな仕組みとして、「認定こども園」制度が平成18年10月にスタートしました。

以下の機能を備え、兵庫県知事から「認定こども園」の認定を受けます。

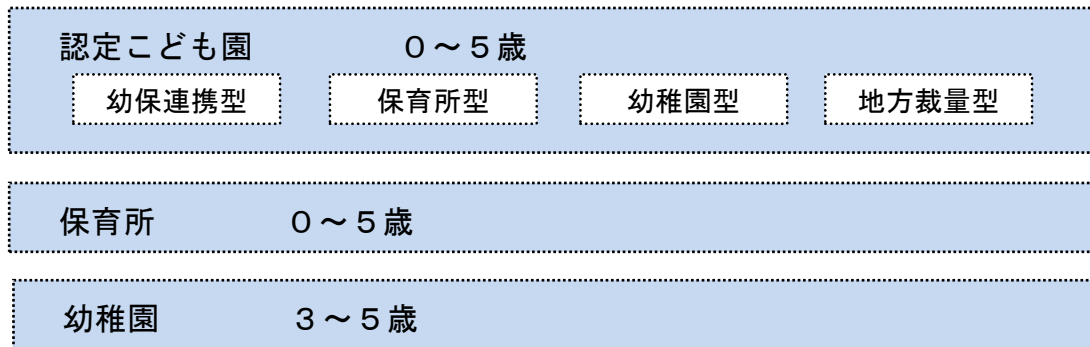
- 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- 地域における子育て支援を行う機能

認定こども園の4類型

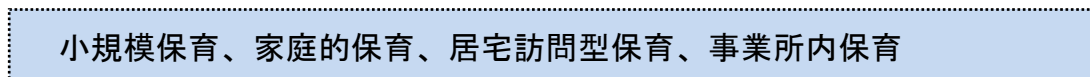


7. 幼児期の教育・保育の提供体制

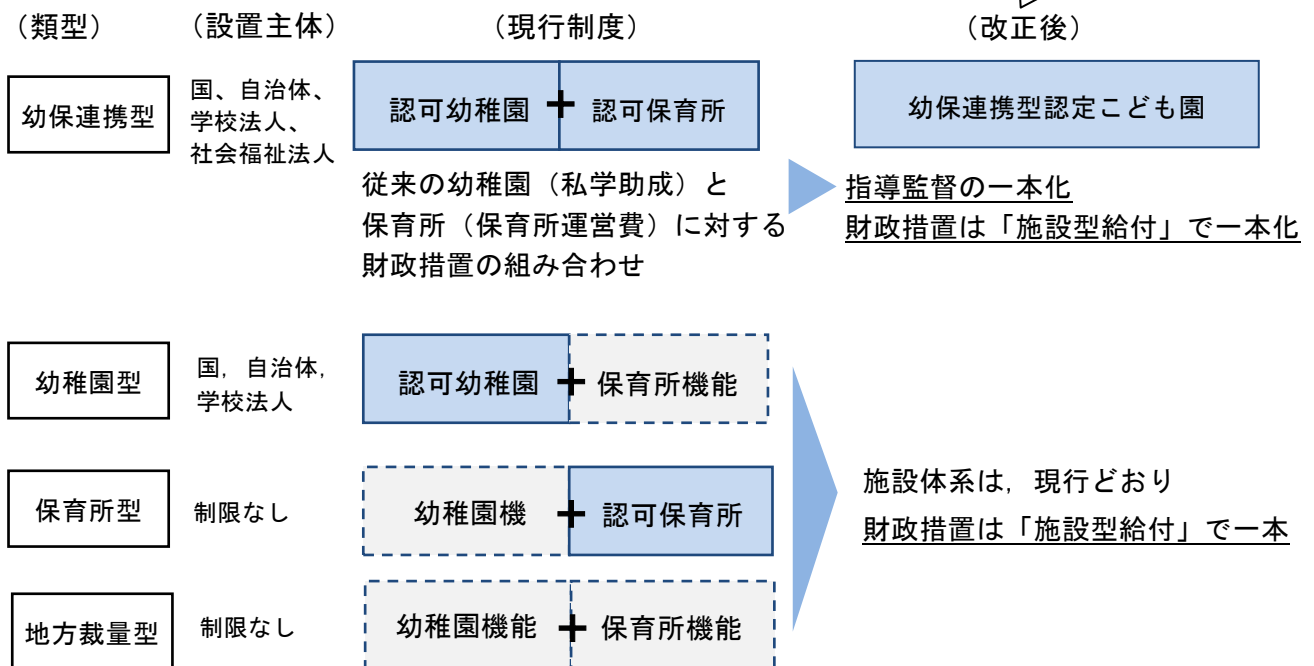
地域型保育給付



施設型給付



6. 認定こども園制度の改善



8. 子ども・子育て支援事業計画の策定方法

計画記載事項

基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、加西市が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

【必須記載事項】

- 区域の設定
- 需要量の見込み・提供体制の確保の内容や実施時期
- 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供を含む子ども・子育て支援の推進策

<量の見込み>

- 1号 教育のみ
- 2号 保育の必要性あり（3～5歳）
- 3号 保育の必要性あり（0～2歳）

<確保の内容・実施時期>

- 施設（認定こども園、幼稚園）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保
- 施設（認定こども園、保育所）で確保

不足がある場合は整備

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援・延長保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ・学童保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業、
- ・要保護児童に対する支援に資する事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・妊婦健診事業

計 13 事業

人口減少地域では、上記以外の事業による確保も可能。
(例)2号→地域型保育事業で確保

○年度に○人

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

<参考>

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）（抜粋）

最終改正：平成24年11月26日法律第98号

第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

二 支給認定保護者であつて、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業

六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業

七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業

八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業

九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業

十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業

の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

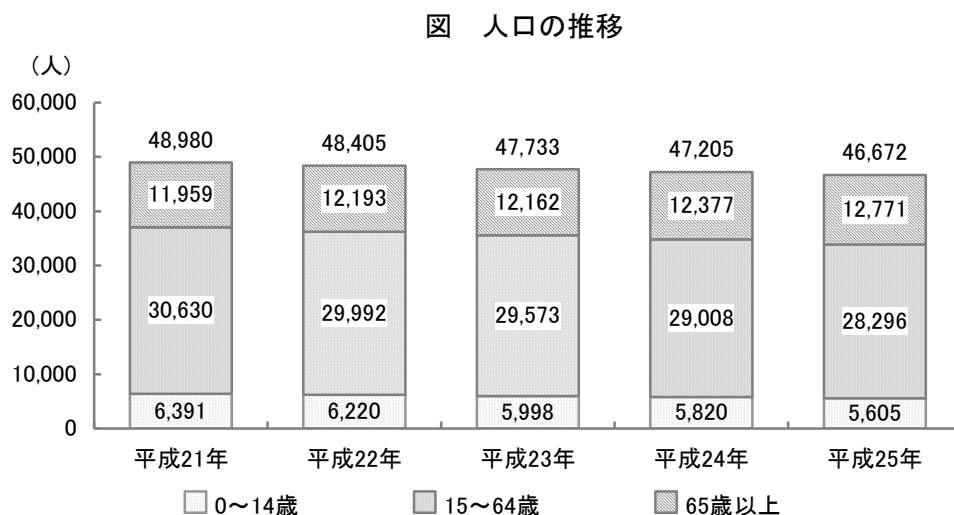
10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

議題（２） 加西市の保育と教育における現状について

（１）加西市の就学前児童を取り巻く環境

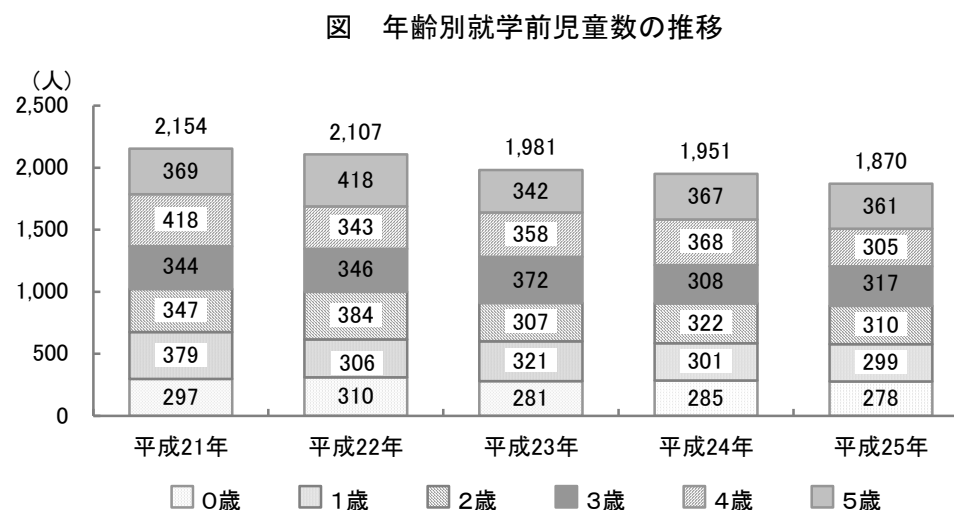
①人口のまとめ

ア 加西市における人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）
（平成21年～平成24年は外国人登録人数を含まない）

イ 加西市における年齢別就学前児童数の推移

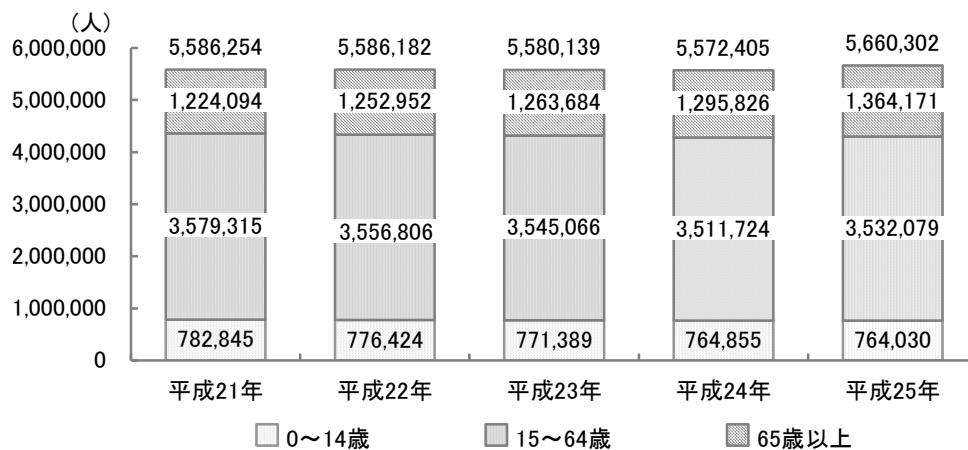


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

ウ 兵庫県・国の人口の推移

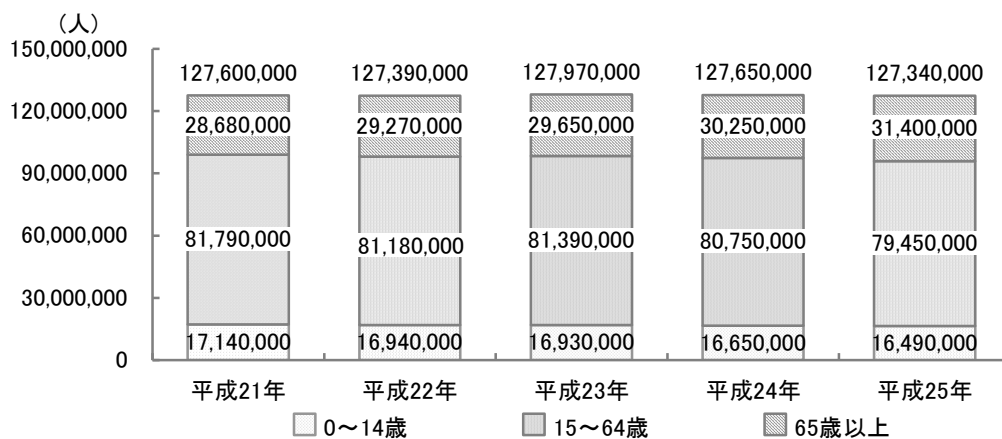
図 兵庫県・国の人口の推移

[兵庫県]



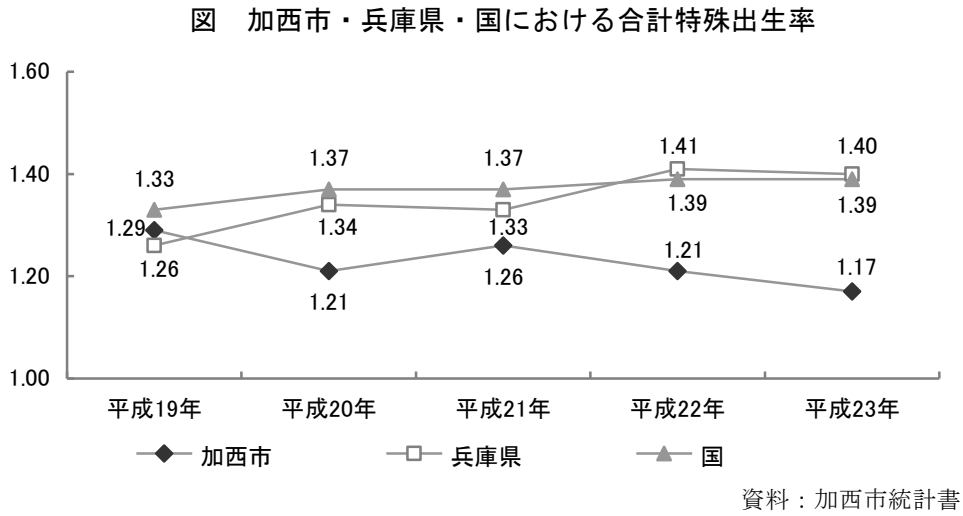
資料：住民基本台帳による兵庫県の世帯と人口（各年4月1日）
（平成21年～平成24年は外国人登録人数を含まない）

[国]

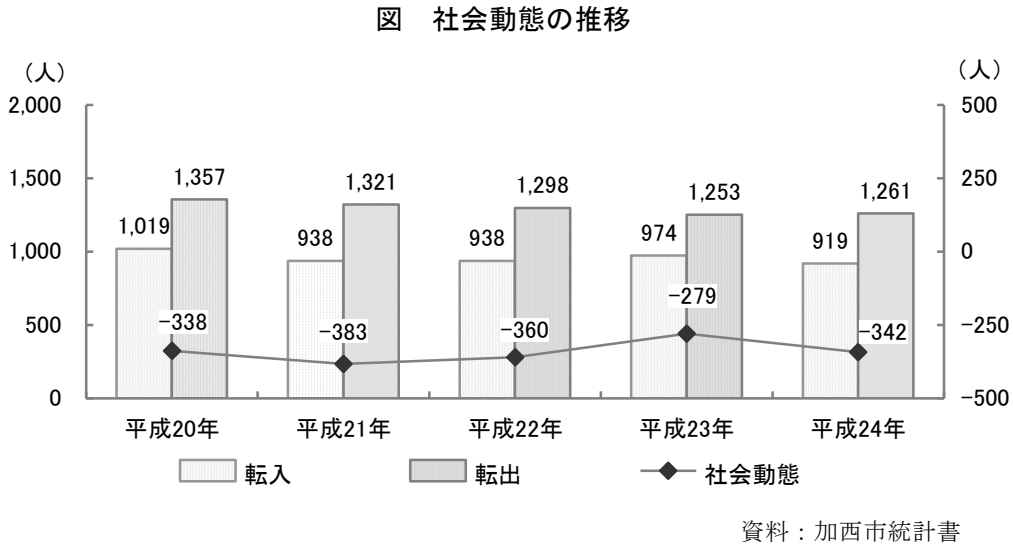


資料：総務省人口推計（4月1日の概算値）

エ 加西市・兵庫県・国における合計特殊出生率の比較

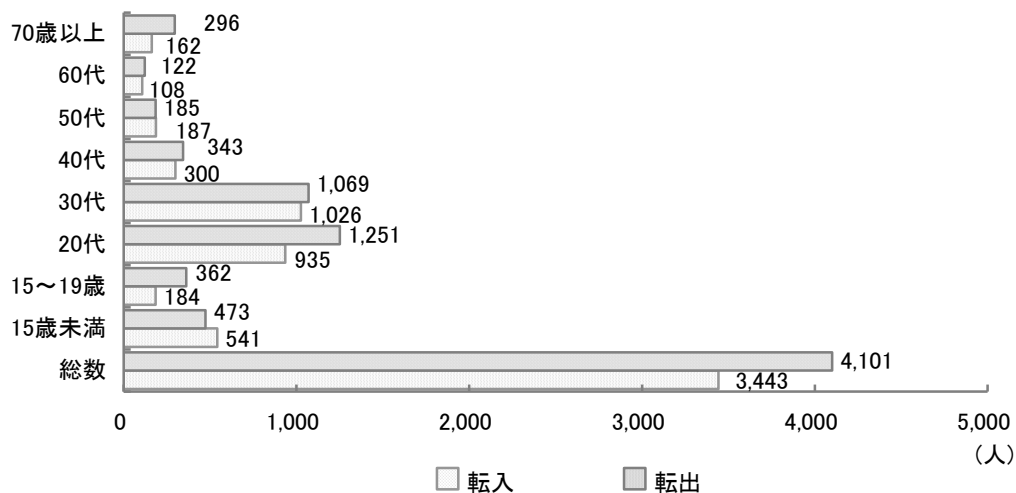


オ 加西市における社会動態



カ 加西市における年代別転入出の動向

図 年代別転入出の動向



資料：国勢調査（平成22年）

ク 加西市における出生から小学校入学までの人口の推移

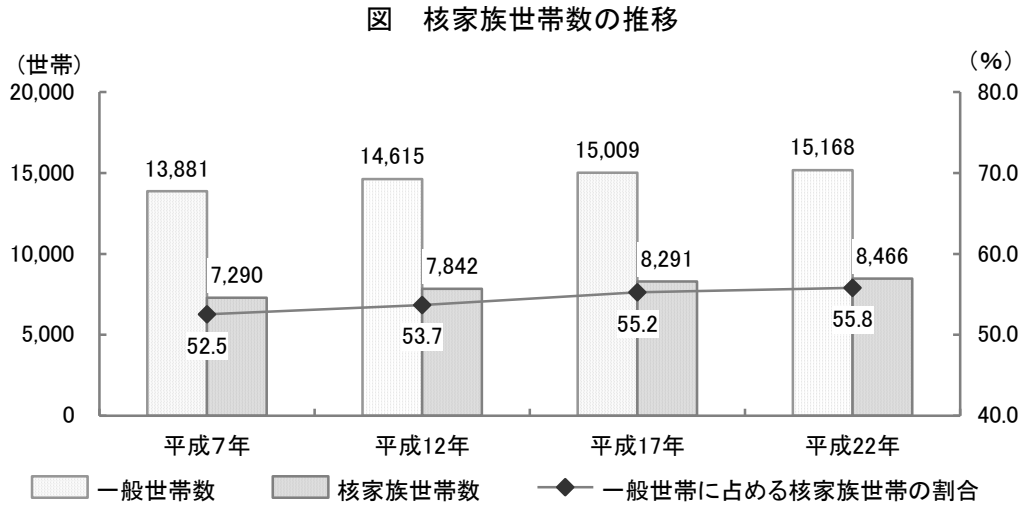
表 出生から小学校入学までの人口の推移

時点	平成15年1月1日 0歳児	平成16年1月1日 0歳児	平成17年1月1日 0歳児	平成18年1月1日 0歳児
平成15年1月1日	435			
平成16年1月1日	442	356		
平成17年1月1日	447	360	413	
平成18年1月1日	439	366	424	374
平成19年1月1日	442	364	420	368
平成20年1月1日	456	373	425	375
平成21年1月1日	459	370	418	371
平成22年1月1日	464	372	423	366
平成23年1月1日	466	374	424	357
平成24年1月1日	463	373	423	354
平成25年1月1日	463	371	419	353
小学校入学時の 人口増減	29	18	10	-21

資料：住民基本台帳

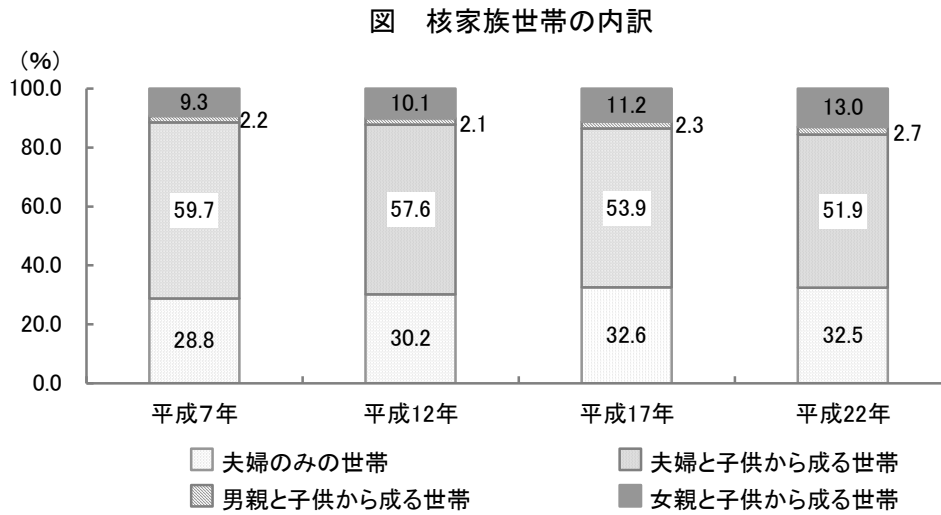
②世帯のまとめ

ア 加西市における核家族世帯数等の推移



資料：国勢調査

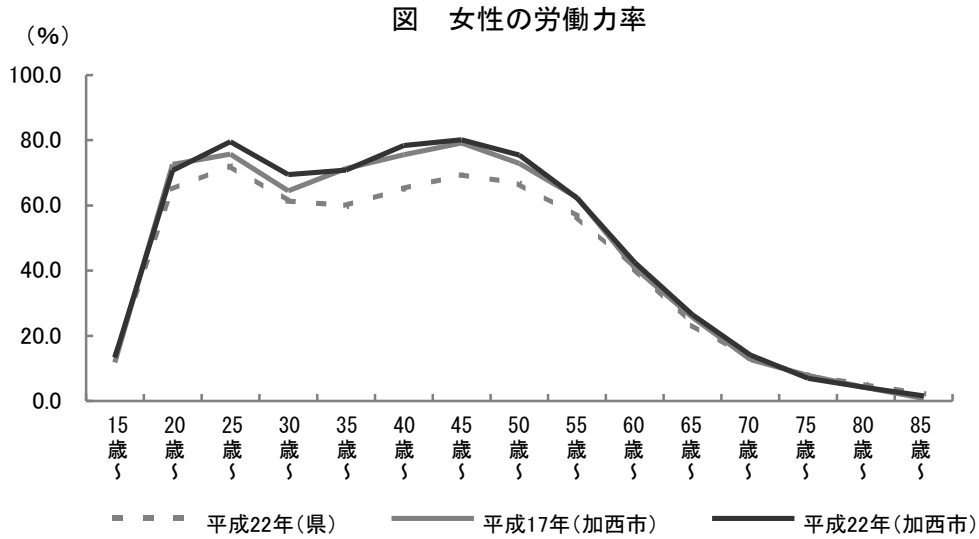
イ 加西市における核家族世帯の内訳



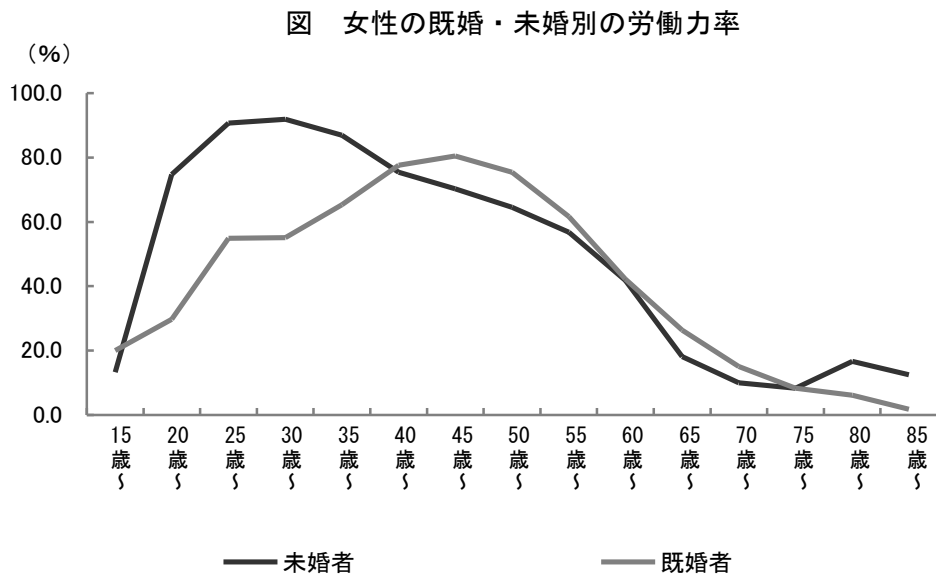
資料：国勢調査

③就業のまとめ

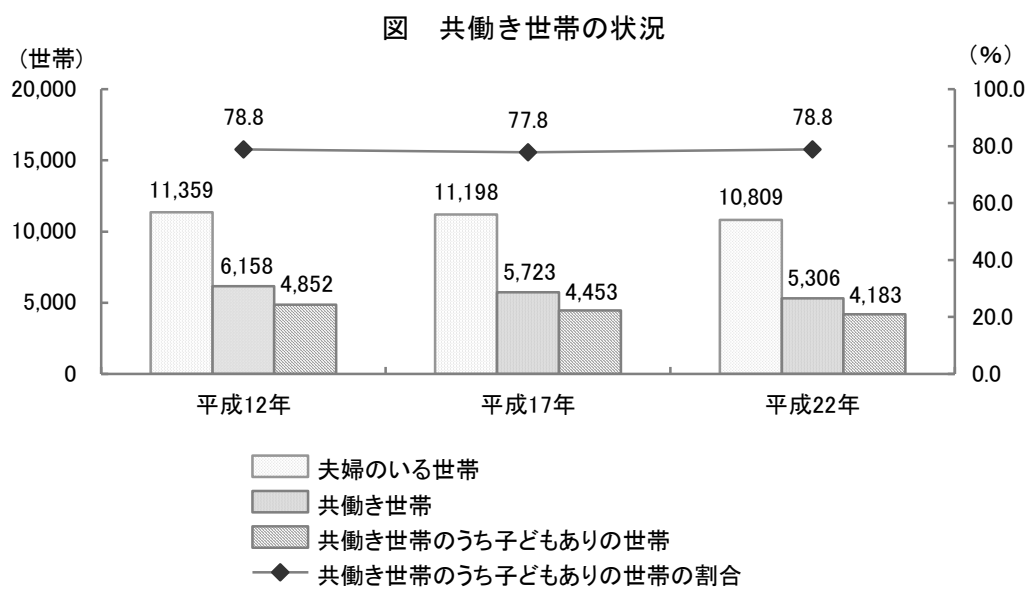
ア 加西市における女性の労働力率の推移



イ 加西市における女性の既婚・未婚別の労働力率



ウ 加西市における共働き世帯の状況



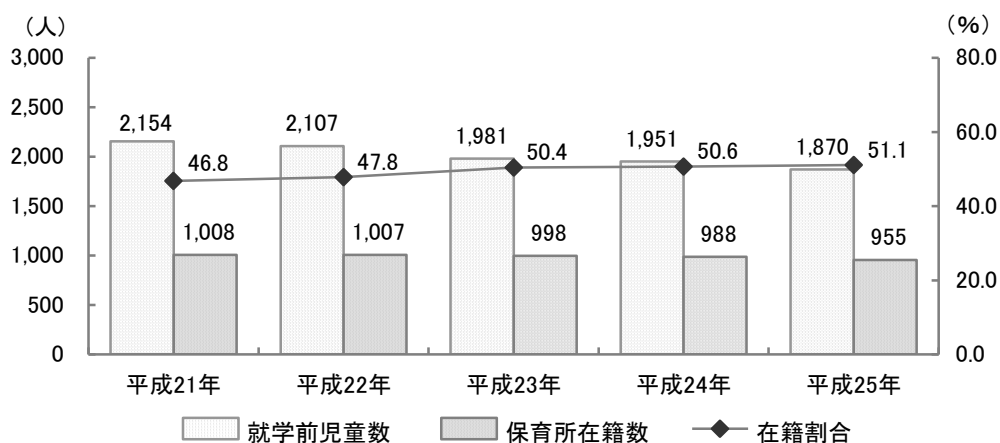
資料：国勢調査

(2) 加西市の保育所・幼稚園における現状

① 保育所のまとめ

ア 加西市における就学前児童数と保育所在籍児童数

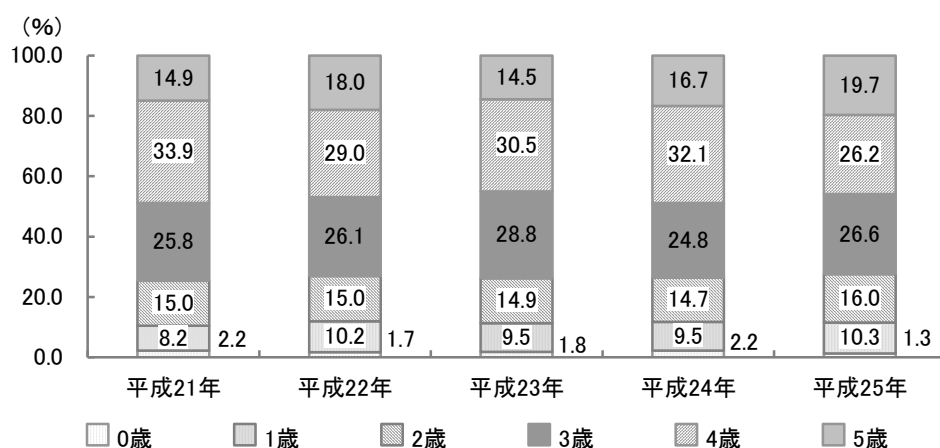
図 就学前児童数と保育所在籍者数の推移



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、
保育所在籍者数：こども未来課

イ 加西市における年齢別保育所（園）の在籍割合

図 年齢別保育所（園）の在籍割合

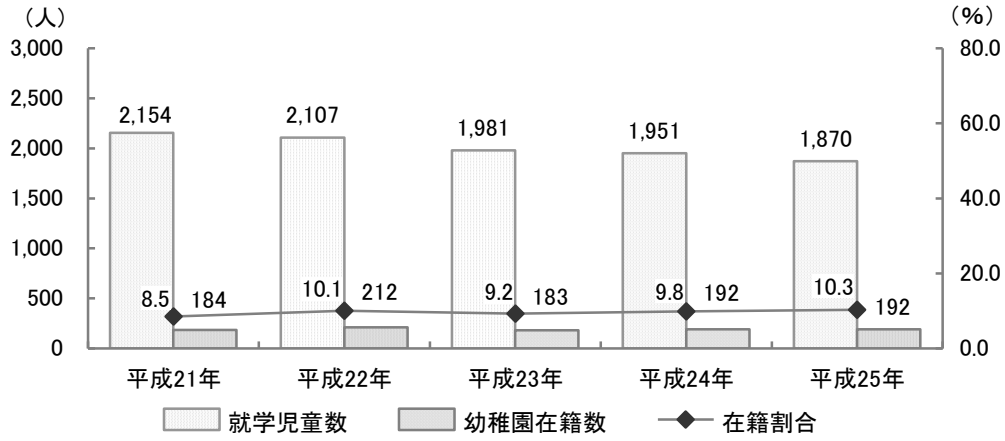


資料：こども未来課

③ 幼稚園のまとめ

ア 加西市における就学前児童数と幼稚園在籍者数

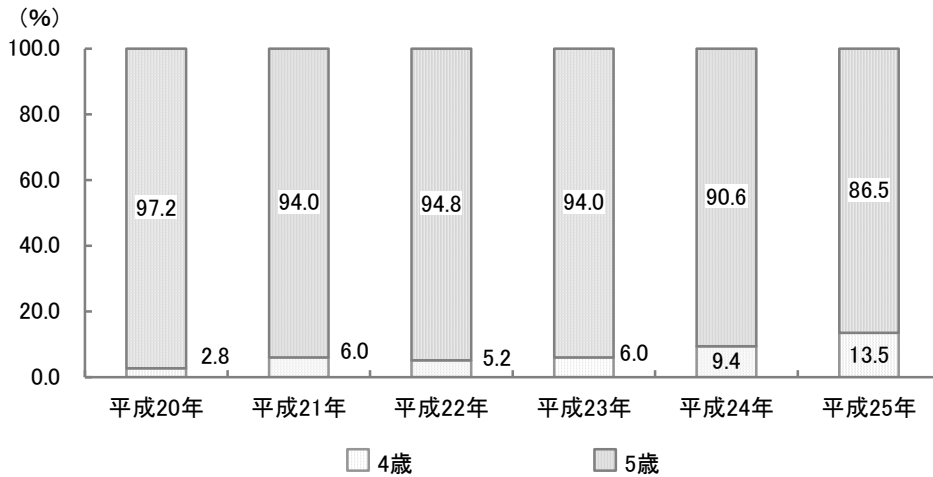
図 就学前児童数と幼稚園在籍者数の推移



資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年4月1日）、
幼稚園在籍者数：こども未来課

イ 加西市における年齢別幼稚園の在籍割合

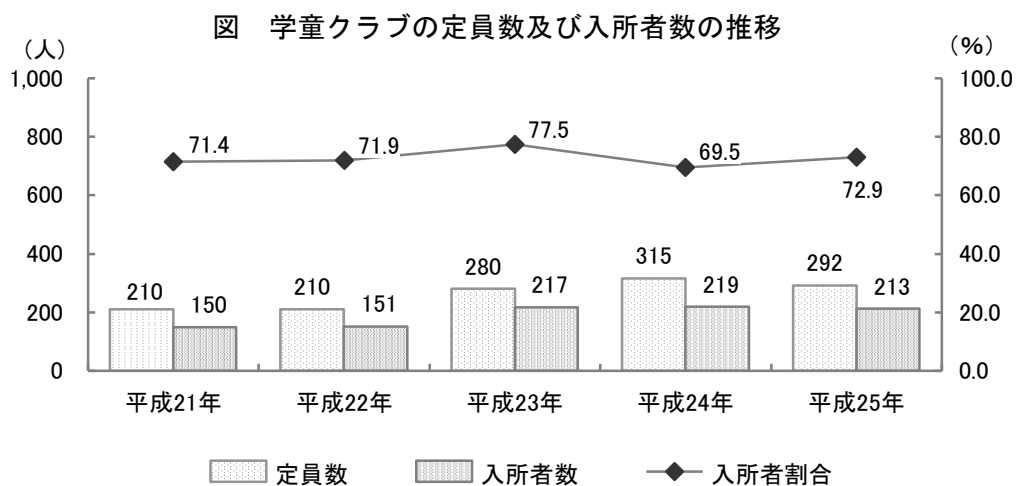
図 年齢別幼稚園の在籍割合



資料：こども未来課

(3) 加西市における学童クラブの性別学年別入所者数及び定員数

①学童クラブの定員数及び入所者数



資料：こども未来課

図 学童クラブの性別学年別入所者数、受入れ可能数及びクラブ数

単位：人

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
1年生	男	27	27	70	31	49
	女	41	34	34	42	42
2年生	男	24	23	25	51	30
	女	21	33	35	35	37
3年生	男	14	20	21	24	32
	女	23	14	32	36	23
小計	男	65	70	116	106	111
	女	85	81	101	113	102
合計		150	151	217	219	213

資料：こども未来課

(4) 加西市の保育・教育施設の配置状況



(5) 保育所・幼稚園の在籍児童数

(平成25年9月1日現在)

	園名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
北条	公立 北条西保育所	2	7	5	20	34	4	72
	北条南保育所	2	4	6	18	10	4	44
	北条幼稚園	0	0	0	0	0	54	54
	北条東幼稚園	0	0	0	0	0	25	25
	私立 北条保育園	2	25	23	39	35	30	154
	富田保育所	6	16	20	38	32	33	145
	計	12	52	54	115	111	150	494
善防	公立 賀茂幼児園	1	4	8	12	22	29	76
	私立 多聞保育園	4	7	10	7	9	10	47
	善防保育所	7	15	7	22	20	29	100
	愛の光幼稚園	0	0	12	15	14	10	51
	計	12	26	37	56	65	78	274
加西	公立 九会幼児園	1	11	13	31	24	49	129
	別府幼児園	0	1	5	7	6	11	30
	私立 白竜こども園	2	14	30	36	30	24	136
	計	3	26	48	74	60	84	295
泉	公立 日吉幼児園	1	1	2	9	12	16	41
	宇仁幼児園	0	0	5	7	7	8	27
	泉第1保育所	0	0	11	15	29	0	55
	泉幼稚園	0	0	0	0	0	17	17
	泉第3保育所	2	3	8	2	12	0	27
	西在田幼稚園	0	0	0	0	0	13	13
	計	3	4	26	33	60	54	180
合計	公立	9	31	63	121	156	230	610
	私立	21	77	102	157	140	136	633
	総数	30	108	165	278	296	366	1,243
(参考)	総人口 (H25. 4. 1)	278	299	310	317	305	361	1,870

議題（3）

「加西市子ども・子育て支援事業計画」作成に向けたニーズ調査について

1. 調査の考え方

計画では期間5カ年（H27～31年）の

「量の見込み」と「確保の内容・実施時期」を記載



保護者に対する利用
希望の把握がポイント

「現在の利用状況」＋「今後の利用状況」を踏まえて設定

- 教育・保育施設や子育て支援事業の利用に関する保護者の意向を把握
- 子どもや保護者の置かれている環境、事情の把握

2. 調査対象

調査の実施者 加西市 （←国が質問例を提示）

調査の対象者 就学前（0～5歳）の子ども

小学生児童

国では、就学前（0～5歳）の子どもを主たる対象と考え、小学生に対する学童保育の利用希望の把握については市町村の判断に委ねています。

加西市では学童保育のニーズを把握するため、小学生にもニーズ調査を実施します。

3. 調査項目

できるだけ数字を使い
利用頻度を答えていただきます

利用を希望する頻度、期間

1日に？ 何時から何時まで？

さらに何日？ 1週あたり、1か月では？

今後、子どもが何歳になるときに？

調査範囲

- ・ 幼児期の学校教育
- ・ 保育サービス
- ・ その他の子育て支援サービス

実際の利用状況に比べ利用度が高くなることも想定されます。

また逆に利用希望が出にくいこともあります。

料金負担の明記や質問の絞り込みなど細かく設定しています。

4. 調査の概要

実施時期 平成 25 年 10 月末から約 2 週間

対象世帯数 就学前児童 1,200 通

小学生 800 通

抽出方法 無作為抽出

調査方法 園、学校を通じて保護者へ配布

未就園児の世帯は郵送

都市部、あるいは子どもの数が少ない地域のニーズを的確に把握する必要があるため、

中学校区単位の必要サンプル数を考慮した上で、無作為抽出を検討します。

5. 国と加西市のアンケート項目の比較

国の調査票				加西市の調査票				備考／市独自の質問
大項目	No	設問内容	必須	就学前		小学生		
				設問の有無	No	設問の有無	No	
居住地	1	居住地区	必須	○	1	○	1	小学校区
家族の状況	2	子どもの生年月	必須	○	2	○	2	
	3	兄弟・末子の生年月		○	3	○	3	
	4	回答者の続柄	必須	○	4	○	4	
	5	配偶者の有無	必須	○	5	○	5	
	6	子育ての主なる者の続柄	必須	○	6	○	6	
	子どもの育ちをめぐり環境	7	子育てに日常関わる者(施設)					
8		子育てに最も影響する環境						
9		日頃子どもをみてもらえる親族		○	7	○	7	
9-1		親族にみてもらう状況						
9-2		知人にみてもらう状況						
10		子育てを相談できる人・場所の有無		○	8	○	8	
10-1		相談先		○	8-1	○	8-1	
11		サポートの希望			9		9	
保護者の就労状況	12(1)	母親の就労	必須	○	10(1)	○	10(1)	
	(1)-1	就労日数・就労時間		○	(1)1	○	(1)1	
	(1)-2	家を出る時間・帰宅時間		○	(1)2	○	(1)2	
	12(2)	父親の就労	必須	○	10(2)	○	10(2)	
	(2)-1	就労日数・就労時間		○	(2)1	○	(2)1	
	(2)-2	家を出る時間・帰宅時間		○	(2)2	○	(2)2	
	13(1)	母親のフルタイムへの転職希望	必須	○	11(1)	○	11(1)	
	13(2)	父親のフルタイムへの転職希望	必須	○	11(2)	○	11(2)	
	14(1)	母親の就労希望	必須	○	12(1)	○	12(1)	
	14(2)	父親の就労希望	必須	○	12(2)	○	12(2)	
平日の定期的な教育・保育の利用状況	15	利用の有無	必須	○	13			
	15-1	定期的に利用している事業	必須	○	13-1			
	15-2	利用頻度・利用時間(現在・希望)	必須	○	13-2			
	15-3	実施場所		○	13-3			
	15-4	利用している理由						
	15-5	利用していない理由						
	16	利用を希望する事業	必須	○	14			
	16-1	実施場所		○	14-1			市外は市町名記入
地域の子育て支援事業の利用状況	17	地域子育て支援事業の利用状況・頻度	必須	○	15			
	18	地域子育て支援事業の利用希望	必須	○	16			
	19	事業の認知度・利用状況・利用希望						

国の調査票					加西市の調査票				
大項目	No	設問内容	必須	就学前		小学生		備考／市独自の質問	
				設問の有無	No	設問の有無	No		
土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育の利用状況	20(1)	土曜日の利用希望・頻度	必須	○	17(1)				
	20(2)	日曜・祝日の利用希望・頻度	必須	○	17(2)				
	20-1	たまたに利用したい理由		○	17(3)				
	21	幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望・頻度	必須	○	18				
	21-1	たまたに利用したい理由		○	18-1				
病気の際の対応	22	病気で教育・保育事業が利用できなかったことの有無	必須	○	19				
	22-1	対処方法	必須	○	19-1				
	22-2	病児・病後児のための保育施設の利用希望・頻度	必須	○	19-2				
	22-3	希望する病児・病後児の保育施設の事業形態		○	19-3				
	22-4	利用したいと思わない理由							
	22-5	仕事を休み子どもをみたいと思ったか							
	22-6	休んで子どもをみれない理由							
不定期の教育・保育事業／宿泊を伴う一時預かり等	23	不定期に利用している事業の状況・頻度	必須	○	20				
	23-1	利用していない理由							
	24	不定期に利用する必要がある事業の有無	必須	○	21				
	24-1	希望する不定期の教育・保育事業の形態							
	25	泊りがけで家族以外にみてもらう必要があったかどうかとその対処方法	必須	○	22				
	25-1	困難度							
小学校就学後の放課後の過ごし方	26	低学年の放課後の居場所・頻度	必須	○	23				
	27	高学年の放課後の居場所・頻度	必須	○	24				
						○	13	学童保育の利用の有無	
						○	13-1	学童保育を利用しない理由	
	28	土日祝日の学童保育の利用希望・頻度		○	25	○	14(1-3)		
29	長期休暇中の学童保育の利用希望・頻度		○	26	○	14(4)			
職場の両立支援制度	30	父母の育児休暇の取得状況			27				
	30-1	育児休業給付、保険料免除の認知度							
	30-2	育児休業後の職場復帰の状況							
	30-3	育児休業後の職場復帰と保育所入所のタイミング							
	30-4	育児休業後の職場復帰までの期間(実際/希望)			27-1				
	30-5	育児休業が3歳まで取得可能であった場合							
	30-6	希望時に職場復帰しなかった理由			27-2				
	30-7	短時間勤務制度の利用の有無							
	30-8	短時間勤務制度を利用しなかった理由							
	30-9	1歳で必ず利用できる事業がある場合							
						28	○	15	子育てに関する不安、負担を感じる
						29	○	16	加西市で子育てする上で不便と感ずること
	31	子育て環境や支援への満足度		○	30	○	17		
32	子育てに関する自由意見		○	31	○	18			

7. 会議のスケジュール

計画策定内容	平成25年												平成26年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
I 平成25年度																	
(1)ニーズ調査の実施								調査票作成	印刷・ 発送準備	発送・回収			データ入力	集計・分析			報告書作成
(2)子ども・子育て会議								● 1 調査票の検討								● 2 調査結果の報告	

計画策定内容	平成26年												平成27年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
II 平成26年度																	
(1)ニーズ量の算定																	
(2)事業計画の策定										最終調整							
(3)パブリックコメント																	
(4)子ども・子育て会議	● 3 計画の骨子			● 4 計画案の検討			● 5 計画の承認										